

オンライン本人確認サービス利用約款

オンライン本人確認サービス利用約款（以下、「本約款」という）は、株式会社サボリス（以下、「当社」という）が提供するオンライン本人確認サービス（以下、「本サービス」という）を、本サービスを導入し利用する事業者（以下、「利用者」という）が利用する際の基本的条件について、以下のとおり定めるものである。利用者は、本約款の内容に同意の上、本サービスの利用を申し込むものとする。

第1条（申込資格）

本サービスの利用を申し込むことの出来る利用者は、当社との間で「イースタンプサービス利用契約」（以下、「原約款」という）に基づくサービスに関する利用契約（以下、「原利用契約」という）を締結している者のみとする。

第2条（利用契約）

1. 利用契約は、当社が利用者の申込みに対して承諾の意思表示を行った時に成立するものとする。
2. 当社は、利用者について次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、本サービスの申込みに対して承諾を行わないことがある。
 - (1) 本約款に違背して本サービスを利用することが明らかに予想されるとき。
 - (2) 当社に対して負担する債務の履行について現に遅滞が生じているとき又は過去において遅滞の生じたことがあるとき。
 - (3) 本サービスの申込みに際して当社に対し虚偽の事実を申告したとき。
 - (4) 申込みの際に未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人であって、自らの行為によって確定的に本サービスの申込みを行う行為能力を欠き、法定代理人その他の同意権者の同意又は追認があったことを当社において確認できないとき。
 - (5) 前各号に定めるときのほか、当社が業務を行ううえで支障があるとき又は支障の生じるおそれがあるとき。

第3条（本サービス）

1. 本サービスは、利用者の顧客等（以下、「利用者顧客」という）が利用者の提供するソフトウェアを使用して撮影した画像（以下、「利用者提供画像情報」という）について、AIによる認識及び読み取りを行い数値化した情報（以下、「利用者数値情報」という）を電磁的方法により記録するクラウドサービスである。本サービスは、利用者が自己の顧客に提供するサービスとの連携を目的とする。
2. 利用者及び当社は、犯罪収益移転防止法等の本サービスに関連する法令を遵守するものとする。

第4条（サービス品質保証）

1. S L A

当社が提供するサービスレベルの基準値は別途 GMO グローバルサイン株式会社がウェブサイト上に掲示する「GMO オンライン本人確認サービス 顔認証 eKYC の品質保証（S L A）」のとお

りとする。

2. サービス基本仕様

当社は、前項のサービスレベルの基準値を満たせなかった場合、速やかにこの是正措置を行うよう努めるものとする。

第5条（利用者データ等の保存）

当社は、本サービスの標準機能においては、利用者提供画像情報及び利用者数値情報その他利用者の本サービスの利用に伴い当社のサーバー内に保存されたデータ等（以下、「利用者データ等」という）の滅失又は損傷に備えてあらかじめその複製を行うサービスを提供せず、利用者データ等が何らかの事由により滅失又は損傷した場合において、これを復元するサービスを提供しない。

第6条（サポート）

1. 当社は、利用者からの問い合わせについて、別途当社が定める時間、方法をもって、利用者に対して本サービスに関するサポートを提供する。サポートの内容は、本サービスの利用に関する技術的な支援、操作方法の説明、その他当社が必要と判断する事項とする。
2. 利用者は、自己の顧客からの問い合わせに対して、適切なサポートを提供するものとする。当社は、利用者顧客からの直接の問い合わせは受け付けない。
3. 利用者は、自己の顧客へのサポートを行うにあたり、当社が提供する情報や資料が必要となる場合は、それらの提供を当社に要請することができるものとする。

第7条（管理作業）

1. 当社（当社が作業を委託する第三者を含む）は、利用者の依頼がある場合のほか、本サービスを提供するための機器に不具合が発生した場合、サーバー内のプログラム等が当社の設備に過大な負荷を与えている場合、その他本サービスを提供するために必要がある場合には、利用者に提供するサーバー内における調査、サーバーの修補、設定変更、筐体変更その他の管理作業を行うことができるものとする。
2. 当社は、前項の管理作業によって利用者に生じた損害について、一切責任を負わないものとする。

第8条（利用期間）

1. 利用契約の有効期間は、利用契約の成立日から1年月間とする。
2. 有効期間の末日の1か月前迄に更新を拒絶する通知が利用者からなされない限り、利用契約は同一内容で更新されるものとする。以後の契約期間についても同様とする。
3. 前二項の定めにかかわらず、当社と利用者の間の原利用契約が終了した場合、利用契約も同時に終了するものとする。

第9条（利用料及び費用）

1. 利用者は、本サービスの利用料として、申込書に記載の金額を、別途当社が指定する支払方法によって当社に支払うものとする。

2. 利用者による本サービスの利用件数が、プランごとに定められた月内利用可能件数未満の場合でも、月額利用料は減額されないものとする。
3. 利用者は、第1項の利用料を支払う際には、利用料に消費税額を別途加算した金額を支払うものとする。

第10条（変更）

利用者は、本サービスのプラン変更を希望する場合、契約締結日の6か月経過後からその旨を申請することができるものとし、変更希望日の1か月前までに当社指定の方式により申請を行うことにより、これを変更できるものとする。かかる変更は、変更月の初日より効力を生じるものとする。

第11条（ID等の管理）

1. 当社は、本サービスを提供するために運用するシステム及びアプリケーションにアクセスするために必要なユーザーID及びパスワード（以下、「ID等」という）を利用者に対して発行する。
2. 利用者は、ID等を善良な管理者の注意をもって適切に管理し、これらが他に漏れないように注意を尽くさなければならない。
3. 当社は、本サービスを提供するために運用するシステム及びアプリケーションにアクセスしようとする者に対してID等の入力を求めることによってその者のアクセスの権限の有無を確かめるシステムを用いる場合には、正しいID等を構成する文字列と入力されたID等を構成する文字列が一致するときは、その者にアクセスの権限があるものとして取り扱うものとする。
4. 利用者は、第2項に定めるID等の適切な管理を欠いたために当社に損害が生じたときは、これを賠償する責任を負うものとする。
5. 利用者が発行したID等についても本条の定めを準用するものとする。

第12条（アプリケーションの管理）

1. 利用者は、本サービスのために当社が提供するアプリケーションについてアップデートがある場合、速やかにアップデートを実施するものとする。但し、当社がアップデートを実施する時期について別途指示した場合、利用者はその指示に従うものとする。
2. 当社は、利用者が前項に定める義務に反することで利用者又は第三者に生じた損害について、当社の過失の有無やその程度に関わらず、データ等の復旧、損害の賠償その他一切の責任を負わない。
3. 利用者は、利用者が第1項に定める義務に反することで当社又は第三者に生じた損害について、その損害を全て賠償する責任を負うものとする。

第13条（解約）

1. 利用者は、利用契約成立日から6か月間が経過した後に限り（「オンライン本人確認サービスマホ de 本人確認」から「オンライン本人確認サービス GMO 顔認証 eKYC」の利用契約への移行、または「オンライン本人確認サービス GMO 顔認証 eKYC」から「オンライン本人確認サービスマホ de 本人確認」の利用契約への移行を理由とする場合はいつでも）、解約希望日の2か月前まで

に、別途当社が指定する方法にて当社に対して通知することにより利用契約を解約することができる。

2. 利用者は、前項に定める方法により解約手続きが完了した場合、別途当社が定める日において、利用契約の解約が完了することに合意する。

第14条（免責事項）

1. 当社は、本サービスの利用に関し、その内容、情報等の完全性、正確性、有用性等のいかなる保証も行わないものとする。
2. 当社は、次の各号に掲げるいずれかの事由により利用者又は第三者に生じた損害について一切の責任を負わないものとする。
 - (1) 本人特定情報の登録を行った利用者顧客が、他人の名義や架空の名義を利用した等の事由により、本人特定情報に事実と異なる記載があった場合
 - (2) システムエラー等により本人確認において正常な処理が行われなかった場合（同一人物であるにもかかわらず本人確認が行われなかった場合と、異なる人物であるにもかかわらず本人確認が行われてしまった場合の双方を含む）
 - (3) 当社の責に帰すべき事由によることなく、利用者数値情報の提供が遅延した場合
 - (4) 利用者と、本人特定情報を登録する利用者顧客との間で紛争が生じた場合

第15条（本サービスの廃止）

1. 当社は、業務上の都合により、利用者に対して現に提供している本サービスの全部又は一部を廃止することがある。この場合、当社は廃止前に相当な期間をもって当社が適当と認める方法により利用者に通知を行う。
2. 第20条（損害賠償）の定めにかかわらず、本サービスの廃止により損害が生じた場合であっても、当社は、利用者又は第三者に対し削除したデータ等の復旧、損害の賠償その他一切の責任を負わない。

第16条（存続条項）

利用契約が解約、期間満了その他の事由により終了した場合といえども第14条（免責事項）、第15条（本サービスの廃止）第2項及び第17条（規定外事項）の規定は、なおも効力を有するものとする。

第17条（規定外事項）

本約款に定めのない事項は、原約款の定めを準用するものとする。

以上

2024年12月1日 制定

2025年7月1日 改定

別紙 本サービスの内容

サービス名	契約期間	詳細
オンライン本人確認サービス スマホ de 本人確認	1 ヶ月（自動更新）（※1） 【最低利用期間：6 か月】	スマートフォンを利用した簡単で高精度な本人確認サービス。開発不要で短期間で導入でき、オンライン上で手軽に本人確認を実現。
オンライン本人確認サービス GMO 顔認証 eKYC	1 ヶ月（自動更新）（※1） 【最低利用期間：6 か月】	AI を活用し、本人確認書類と顔写真をオンラインで照合するサービス。API 連携により既存システムへの導入が簡単で、迅速かつ安全な本人確認が可能。

（※1） 契約期間の末日の 2 か月前迄までに当社カスタマーセンターへ解約の旨のご連絡がない場合は、契約期間満了日の翌日から更に 1 年間同一条件にて自動更新されるものとし、以後も同様とします。